○農林水産省告示第二千四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県山県市日永字谷八〇〇、字段八〇三の一、本巣市外山字白樫五八から六二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷八〇〇・字段八〇三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字白樫五八、六一、五九・六〇・六二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾下大須字鍋倉一四二七の三から一四二七の六まで、一四三四の九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鍋倉一四二七の四から一四二七の六まで、一四三四の九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県不破郡垂井町伊吹字西谷一二六三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県各務原市那加西市場町七丁目二〇七、二一〇、山県市田栗字新道一八八の一、一八八の四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、本巣市根尾板所字脇出一一の一、一一の三、一一の四、一一の六、六五三の一、郡上市白鳥町石徹白第六四号字島四の一、加茂郡七宗町神渕字久茂瀬七〇六五、七〇六六、下呂市小川字島田二〇の一、二一の一、金山町戸部字茂谷四五一一の一、四五二一の三から四五二一の五まで、高山市江名子町四七九五の一、四七九六、四七九七、奥飛騨温泉郷栃尾字イノ子四七二の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家二一九七、三一二四の一、三一二四の二、三一二七の一、三一二七の三、三一二八、三一五一の三、三一六〇の一、三一六〇の三、三二二三の一の一、三二二三の一の五、三五六四の一、三五六四の三、三五六五の一、三五八二の一、三五八七、三五八八、三五八九の一から三五八九の四まで、三五八九の六、三五九八の一、三六〇二、三六〇八、三七〇一の二、三七九六、三八〇九（次の図に示す部分に限る。）、三八一五、四二四七、六八一〇、六八六〇、六八六二、六八六九、六九〇五の一、六九七五、七二二九、七二三四、天竜区水窪町地頭方九九五の一、一〇二二の一、一〇二三、一〇七一の三、一〇七三の三、一〇七四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百五十六号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年十一月二十二日付けで、次のように同法第十二条第一項の登録を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十四年十一月二十二日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録の区分	国内登録検査機関
浴槽用温水循環器	一般財団法人電気安全環境研究所 東京都渋谷区代々木五丁目十四番地十二号

（参考）

一般財団法人電気安全環境研究所の事業所及び所在地は、次のとおりである。

(1)　本部（東京都渋谷区代々木五丁目十四番地十二号）

(2)　横浜事業所（神奈川県横浜市鶴見区元宮一丁目十二番三十号）

(3)　関西事業所（兵庫県尼崎市若王寺三丁目九番一号）